

審 議 経 過

開 会	(第96回 建築審査会の開催を宣言) (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は、7名の委員の出席があり、会議は成立することを報告。)
事務局	本日の審査会は、議案第1号といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、報告といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が5件を予定しております。
事務局	会長、審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、議案第1号の説明をお願いします。
事務局	(議案第1号について、説明をする。)
議 長	議案第1号の説明について、ご質問はありませんか？
委 員	申請敷地に接している道空地の法第42条第1項第5号道路への接続箇所は階段状となっていますが、よいのですか？
事務局	階段状であっても特に問題はありません。
委 員	許可基準の 3をみると今回の長屋住宅の構造に関しては準防火仕様が条件ですが、計画が準耐火となっているのは何故ですか？
事務局	許可基準はあくまでも準防火仕様以上なので、それ以上の仕様は任意で計画しています。
委 員	許可基準の 3の道空地の有効幅員が1.8m以上必要となると思いますが、計画地の南西側の道空地の部分が1.8m未満ではないのですか？
事務局	道空地の路線としては1.8m未満の部分がありますが、敷地等と道空地との接している部分で1.8m以上の部分が2m以上接していれば接道とみなしています。
委 員	配置図の通路となっている部分はどうするのですか？

事務局	将来計画としてこの部分は通路として活用することを考えており、付近見取図上の計画地北側の2項道路へ接続したいとの意向です。今回の計画では敷地の一部となっていますが、この部分を除いても適法となる計画となっています。
委員	現況ラインと里道との間の敷地の所有者は？
事務局	申請者と同一です。
議長	他にご質問はありませんか？ (委員より特に質問なし)
議長	それでは、議案第1号について、審査会として同意してよろしいか？
委員	「異議なし」
議長	それでは、報告第5号から報告第9号の説明をお願いします。
事務局	(報告第5号から第9号について、説明をする。)
議長	報告第5号から第9号の説明について、ご質問はありませんか？
委員	報告第5号から報告第9号の後退方法について詳しく説明して下さい。
事務局	報告第5号と報告第6号は南側の道空地を介して、報告第7号と報告第9号は西側の道空地を介してそれぞれ法第42条第1項第1号道路へと接続しています。
議長	他にご質問はありませんか？
委員	(委員より特に質問なし)
議長	特に無いようですので、報告第5号から第9号について、審査会として了承してよろしいか。
委員	「了承」

議 長

その他について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

次回の審査会の日程について、11月も付議案件があるため、開催になります。後日、正式文書を発送させていただきます。定例の第3水曜日の20日午後3時30分からで調整しております。

また、今後の定例会の日程も調整していきますのでよろしくお願いします。

議 長

以上で本日の審査会は終わります。

閉会 午後 5時00分